



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	<p>① 自動車取得時のユーザー負担の軽減による需要喚起により、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車(エコカー等)の普及促進</li> <li>・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与</li> <li>・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に</li> </ul> <p>○日本再生戦略(平成24年7月)</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月)</p> <p>2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月)</p> <p>「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は29.3%(2015年度)</p> <p>○未来投資戦略2017(平成29年6月)</p> <p>具体的な施策(「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」)</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%(2016年度)</p> <p>○未来投資戦略2018(平成30年6月)</p> <p>具体的な施策(I[2]1. エネルギー・環境)</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%(2017年度)</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移&gt;</p> <p>平成23年度 475万台</p> <p>平成24年度 521万台</p> <p>平成25年度 569万台</p> <p>平成26年度 530万台</p> <p>平成27年度 494万台</p> <p>平成28年度 508万台</p> <p>平成29年度 520万台</p> <p>平成30年度 526万台</p> <p>令和元年度 504万台</p>
		ページ 12-2

		<p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>&lt;新車販売台数に占める次世代自動車の割合&gt;</p> <p>平成23年度 16%</p> <p>平成24年度 21%</p> <p>平成25年度 23%</p> <p>平成26年度 24%</p> <p>平成27年度 29%</p> <p>平成28年度 36%</p> <p>平成29年度 37%</p> <p>平成30年 38%</p> <p>令和元年 39%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○国内の自動車販売台数は約500万台で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。</p> <p>&lt;国内自動車販売台数の推移&gt;</p> <p>平成23年度 475万台</p> <p>平成24年度 521万台</p> <p>平成25年度 569万台</p> <p>平成26年度 530万台</p> <p>平成27年度 494万台</p> <p>平成28年度 508万台</p> <p>平成29年度 520万台</p> <p>平成30年度 526万台</p> <p>令和元年度 504万台</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>○エコカー減税（平成21年度から措置）等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。</p> <p>&lt;新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合&gt;</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.8%</p> <p>平成25年度 81.9%</p> <p>平成26年度 86.5%</p> <p>平成27年度 81.2%</p> <p>平成28年度 84.1%</p> <p>平成29年度 83.3%</p> <p>平成30年度 74.7%</p> <p>令和元年度 73.3%</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金</p> <p>—令和2年度予算額：130億円</p> <p>—電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。</p>

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、環境性能割についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減を図り、次世代自動車だけでなく環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。</p> <p>一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリット自動車、クリーンディーゼル自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>環境性能割については、地方税法第 149 条第 3 項、第 157 条第 5 項、第 446 条第 3 項及び第 451 条第 5 項の規定により、2 年ごとに適用範囲の見直しを行うものとされている。</p>

税負担軽減措置等の  
適用実績

<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合>

平成 22 年度 76.7%  
平成 23 年度 81.9%  
平成 24 年度 73.8%  
平成 25 年度 81.9%  
平成 26 年度 86.5%  
平成 27 年度 81.2%  
平成 28 年度 84.1%  
平成 29 年度 83.3%  
平成 30 年度 74.7%  
令和元年度 73.3%

<エコカー減税>

○自動車重量税(財務省試算)

平成 22 年度 ▲ 724 億円  
平成 23 年度 ▲1,018 億円  
平成 24 年度 ▲ 347 億円  
平成 25 年度 ▲ 440 億円  
平成 26 年度 ▲ 720 億円  
平成 27 年度 ▲ 610 億円  
平成 28 年度 ▲ 730 億円  
平成 29 年度 ▲ 720 億円  
平成 30 年度 ▲ 660 億円  
令和元年度 ▲620 億円

<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>&lt;自動車取得税の時限的な非課税措置及び自動車取得税の時限的な税率軽減措置&gt;  平成23年度 2,338億円  平成24年度 2,319億円  平成25年度 3,124億円  平成26年度 2,095億円  平成27年度 1,622億円  平成28年度 1,747億円  平成29年度 1,432億円  平成30年度 1,438億円</p> <p>&lt;中古車の取得に係る課税標準の特例措置&gt;  平成23年度 473億円  平成24年度 559億円  平成25年度 1,227億円  平成26年度 1,526億円  平成27年度 1,323億円  平成28年度 1,487億円  平成29年度 1,174億円  平成30年度 1,230億円</p> <p>&lt;自動車税のグリーン化特例&gt;  平成23年度 軽課分313億円 重課分237億円  平成24年度 軽課分346億円 重課分250億円  平成25年度 軽課分308億円 重課分256億円  平成26年度 軽課分372億円 重課分261億円  平成27年度 軽課分469億円 重課分389億円  平成28年度 軽課分518億円 重課分408億円  平成29年度 軽課分469億円 重課分428億円  平成30年度 軽課分326億円 重課分444億円</p> <p>&lt;軽自動車税のグリーン化特例&gt;  平成28年度 軽課分51億円 重課分235億円  平成29年度 軽課分45億円 重課分269億円  平成30年度 軽課分34億円 重課分283億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>